

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>事業税(外形)</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	株式会社商工組合中央金庫の課税標準の特例		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 事業税の課税標準の特例として、株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」）の資本金（政府出資分）と危機対応準備金の額に、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの事業年度については9/10を、平成21年4月1日から平成22年3月31日までは4/5を、平成22年4月1日から平成23年3月31日までは3/5を、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは2/5を、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1/5をそれぞれ乗じた額の控除を認める制度。</p> <p>・特例措置の内容 本措置による軽減措置の適用期限について、以下のとおり3年間の延長を要望する。 【軽減措置：2/5】平成23年4月1日～平成24年3月31日 → 平成23年4月1日～平成27年3月31日 【軽減措置：1/5】平成24年4月1日～平成25年3月31日 → 平成27年4月1日～平成28年3月31日</p>		
関係条文	<p>・中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第3条、第6条</p> <p>・地方税法第72条の12、21、附則第9条第12項</p> <p>・株式会社商工組合中央金庫法附則第2条</p>		
減収見込額	<p>（初年度） —（▲300） （平年度） —（▲300） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。 平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部）においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p> <p>（2）施策の必要性 商工中金は、中小企業向け金融機能を維持しながら平成20年10月に特殊会社に移行。平成24年4月1日から起算し5～7年後を目途として完全民営化することとなっており、「政策金融改革に係る制度設計（平成18年6月27日 行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定）」において、完全民営化に向けて新機関が信用力や企業価値を維持向上できるよう財務基盤に係る措置を講じるとされているため、本措置により、特殊会社化後も中小企業金融を円滑に行えるよう財政基盤の弱体化を防ぐために措置しているもの。東日本大震災の発生・対応等により、商工中金の財政基盤の毀損が見込まれるため、本措置の延長が必要である。 加えて、東日本大震災に対応するため、当面の間、商工中金の公的機能を維持・強化するため、完全民営化プロセスを凍結し、株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工中金の在り方の検討期限について、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づいて延長することとなったことから、完全民営化までの移行期間において、引き続き本措置を講じる必要があるため適用期限を延長する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心																													
	中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業の資金調達の円滑化を図る。(本税制措置に係る商工中金及び日本政策金融公庫による貸付に加えて、信用補完制度も併せて実施することにより達成を目指す。)																													
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間 3年間延長する(平成25年3月31日→平成28年3月31日)																													
	同上の期間中の達成目標 ・商工中金による貸付実績 ・資金繰り判断DI																													
合理性	<p>中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</p> <p>また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。</p> <p>さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p> <p>資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。</p> <p>しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。</p> <p>東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。</p>																													
	<p>政策目標の達成状況</p> <div data-bbox="542 1209 1372 1657"> <p style="text-align: center;">中小企業の資金繰りDI</p> </div> <p style="text-align: center;">(出典：中小企業景況調査(中小企業庁、(独)中小企業基盤整備機構))</p>																													
<p>※商工中金の貸付実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額(億円)</td> <td>133,317</td> <td>144,163</td> <td>156,820</td> <td>141,826</td> <td>129,432</td> </tr> <tr> <td>うち長期貸付</td> <td>20,728</td> <td>20,511</td> <td>25,354</td> <td>27,406</td> <td>25,786</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>1,080,745</td> <td>1,012,614</td> <td>912,432</td> <td>711,656</td> <td>675,699</td> </tr> <tr> <td>うち長期貸付</td> <td>33,890</td> <td>32,596</td> <td>38,656</td> <td>37,054</td> <td>42,446</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432	うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786	貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699	うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																									
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432																									
うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786																									
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699																									
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446																									

有効性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度 260 百万円 (軽減措置 3/5) 平成 24 年度 143 百万円 (軽減措置 2/5) 平成 25 年度 143 百万円 (軽減措置 2/5) 平成 26 年度 143 百万円 (軽減措置 2/5) 平成 27 年度 58 百万円 (軽減措置 1/5)																				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財務基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。</p> <p>また、本措置による商工中金の財務基盤の強化により、特殊会社化移行後も貸付額は堅調に推移しており、中小企業の需要に対して資金供給が図られている。</p> <p>さらに、貸付規模についても特定層に偏ることなく資金供給が行われている。</p> <p>※商工中金の貸付件数の分布状況 (長期貸付, 貸付規模別/平成 22 年度) (商工中金調べ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付規模</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 百万円以下</td> <td>6,188</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>10~30 百万円</td> <td>13,701</td> <td>32.9%</td> </tr> <tr> <td>30~50 百万円</td> <td>10,110</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>50~100 百万円</td> <td>7,937</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>100 百万円超</td> <td>3,698</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,634</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	貸付規模	件数	割合	10 百万円以下	6,188	14.9%	10~30 百万円	13,701	32.9%	30~50 百万円	10,110	24.3%	50~100 百万円	7,937	19.1%	100 百万円超	3,698	8.9%	合計	41,634
貸付規模	件数	割合																				
10 百万円以下	6,188	14.9%																				
10~30 百万円	13,701	32.9%																				
30~50 百万円	10,110	24.3%																				
50~100 百万円	7,937	19.1%																				
100 百万円超	3,698	8.9%																				
合計	41,634	100.0%																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	<p>①補助金と比較した場合、税制措置は課税時点で軽減することから、執行コストが小さい。</p> <p>②商工中金は、負債の約半分は商工債により市場から資金調達を行っており、仮に決算内容が悪化すると、市場の評判を落とし、資金調達の条件が悪化するおそれがある。</p> <p>商工中金に対して政府が出資という予算措置を講じた場合、貸借対照表の純資産の部が厚くなるものの、損益計算書は改善しない。本措置が維持された場合は、損益計算書に計上すべき租税公課が減額となり、損益計算書の利益及び貸借対照表の純資産の部の両方が改善する。このように、本措置は商工中金の資金調達、ひいては中小企業への資金供給の円滑化にプラスの効果を与える。</p> <p>なお、同様に公的金融を担う日本政策金融公庫、信用保証協会の事業税 (資本割) は非課税となっており、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。</p>																				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成20年度(10月～3月)：181百万円 平成21年度：366百万円 平成22年度：253百万円</p>																														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>資金調達の円滑化(商工中金の貸付実績)</p> <table border="1" data-bbox="384 439 1275 633"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額(億円)</td> <td>133,317</td> <td>144,163</td> <td>156,820</td> <td>141,826</td> <td>129,432</td> </tr> <tr> <td>うち長期貸付</td> <td>20,728</td> <td>20,511</td> <td>25,354</td> <td>27,406</td> <td>25,786</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>1,080,745</td> <td>1,012,614</td> <td>912,432</td> <td>711,656</td> <td>675,699</td> </tr> <tr> <td>うち長期貸付</td> <td>33,890</td> <td>32,596</td> <td>38,656</td> <td>37,054</td> <td>42,446</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432	うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786	貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699	うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																										
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432																										
うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786																										
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699																										
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446																										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>商工中金の完全民営化に向けた取組を着実に実施する。</p>																														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>商工中金法等改正があり、完全民営化のプロセスが凍結。</p>																														
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に創設 ・平成21年、23年に商工中金法等改正があり、完全民営化のプロセスが凍結。 																														